



自然再生事業に対する財政上の措置

【提案・要望先】 環境省

1. 提案・要望内容

自然環境整備交付金の継続的な支援

- 琵琶湖・鈴鹿国立公園の自然環境保全・再生のため、自然環境整備交付金の予算額確保

【早崎内湖再生事業・ヨシ群落再生事業・伊吹山自然再生事業・琵琶湖周辺自然公園施設整備事業】

2. 提案・要望の理由

- 本県では、内湖干拓や琵琶湖総合開発などにより、結果的に琵琶湖の生態系（特に水陸移行帯）を大きく破壊してしまった反省にたち、内湖再生のモデル事業として**早崎内湖再生事業を実施**するとともに、水鳥や在来魚の生育生息場所であり、湖国の原風景を形成する**ヨシ群落の再生事業を実施**

一方、山間部においては、ニホンジカ等による生態系被害が深刻化しており、防護柵の設置など**植生保護対策を実施**

- **琵琶湖保全再生法第12条では、湖辺の自然環境の保全及び再生のため必要な措置を講ずるよう努めるとされており、さらに自然再生推進法も踏まえ、琵琶湖を中心に、里や川、山々が一つのまとまりを形成している琵琶湖・鈴鹿国立公園の自然環境保全・再生のために、自然環境整備交付金は必要不可欠。**

- 特に早崎内湖再生事業のような大規模な自然再生事業は、単年度で終了する事業ではなく、事業着手後も自然再生の状況を監視し、自然の復元力を活かしながら、順応的管理手法により長期間（10～20年）にわたり実施しなければならない。このため、**大規模な自然再生事業については、自然環境整備交付金による継続的な支援が必要**

(本県の取組状況と課題)

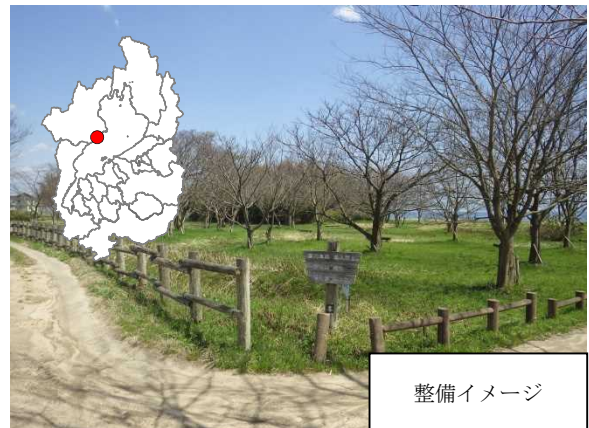
- 早崎内湖再生事業---平成13年度から試験湛水を開始した結果、極めて良好な生物生息環境が再生されてきた。恒久的な内湖化を図るため、平成25年度に用地を取得、平成29年度からは築堤工事を開始しており、平成30年度も引き続き築堤工事を行う予定。今後、長期に渡り内湖化工事に多額の費用（十億円程度）が必要。
- ヨシ群落再生事業---琵琶湖の生態系保全に重要な役割を果たすヨシ群落について、「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」に基づき、ヨシが衰退した地域等において、自然の復元力を活かしたヨシ群落の再生の取組が必要。
- 琵琶湖周辺自然公園施設整備事業---琵琶湖保全再生計画に基づき琵琶湖を「活かす」取組を進めるため、琵琶湖湖岸の自然公園施設の一層の充実が必要。近年のピワイチによる利用者増も踏まえ、利便性向上のために平成30年度から2ヵ年で鴨川・勝野園地（横江浜地区）の拡張を予定している。このため、自然環境整備交付金による支援が不可欠。



早崎内湖再生事業



ヨシ群落再生事業



琵琶湖周辺自然公園施設整備事業